タイトル	汚染土壌の仮置き時に、底面にシート等を敷かず、汚染が浸透!			
工種	□ 調 査 □ 対 策	フェーズ	□ 計 画 □ □ 作業中	
対象汚染物質	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質、油類			
土地履歴	□ 宅地 ⊠ 工場跡地 ⊠ 特定有害物質使用工場 ⊠ その他			
説明図	「ちょっと待って。それは汚染土壌ですよね?」			
	汚染土壌仮置き			
作業内容	汚染土壌の場内仮置き			
使用機器	バックホウ、ダンプトラック等			
不具合事項				

・汚染土壌を場内に仮置きしたが、底面にシート等を敷いていなかったので雨水によって汚染物質が地下に浸透した。

予防措置(計画者、監督者、作業員)

- 汚染土壌の仮置きを計画する場合には、底面に浸透を防止するためのシート等を敷く。(計画者、監督者)
- ・上面も雨水の浸透を防止するためにシート等で覆うことが望ましい。(計画者、監督者)
- ・監督者は作業員に汚染土壌か非汚染土壌かを明確に区別させる。(計画者、監督者)
- ・底面にシート等が敷かれていることを確認する。(作業員)
- ・養生したシートが強風で飛ばされないよう、必要に応じて土嚢などで補強する。(作業員)

応急措置

- ・汚染土壌は速やかに除去、移動する。
- ・土壌調査を行って浸透状況を調べる。

その他、留意事項

- ・汚染土壌と非汚染土壌は明確に区別しておかなければならない。
- ・土壌の仮置き場周辺の排水対策にも配慮する。
- ・法対象の対策の場合、同一区画内であればシート等での養生は不要。一方、区画の外での仮置きは原則として出来ない(所有者等が同一である隣接の区画には仮置き可能)。

関連法規等、出典	・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関す	「るガイドライン改訂第 3.1 版 p. 625-630、p. 725
キーワード	仮置き、シート養生	
発生頻度	□多 □中 ☑少	重大性